

豊田市市民活動奨励報奨金交付要綱

（目的）

第1条 市民の多様な学習活動を奨励するため、体育・文化等に関する国際大会や全国大会に出場し、体育・文化等の推進を図る者に対し、豊田市市民活動奨励報奨金を交付する。

（対象者）

第2条 対象者については、次の各号に掲げるものとする

- （1）豊田市に住所を有する者、市内に在勤・在学する者で、体育や文化的活動において、個人若しくは団体で全国大会や国際大会に出場する者又は作品や研究成果等を出品する者。ただし、市外に住所を有し、市内に在勤・在学する者においては、下表の条件を満たす者に限る。

対象者	条件
市外在住で市内の学校（高校、高等専門学校、大学、大学院。専門学校等）に通う者	学校における活動の中で、学校を代表して出場すること。
市外在住で市内の企業に勤める者	特例大会への出場または豊田市、愛知県、日本代表として出場すること。

- （2）その他、市長が認める者

（対象大会）

第3条 交付対象となる大会は次の各項に定めるものとする。

2 全国大会とは、以下の大会をいう。

- （1）要請又は予選の結果に基づいて出場する全国規模以上の大会
（2）その他、市長が認めた大会

3 国際大会とは、以下の大会をいう。

- （1）国際連盟が主催する大会又は同等の大会で、国の代表者として出場し日本を除き2か国以上が参加する世界的規模の大会（アジア地域を対象とした大会を除く）
（2）その他、市長が認めた大会

4 特例大会とは以下の大会をいう。

- （1）オリンピック・パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピック世界大会
（2）その他、市長が認めた大会

（交付金額）

第4条 交付金額は次のとおりとし、交付は1人につき年度に一回とする。ただし、競技種目が異なる場合や区分が異なる場合、市長が認めた場合はこの限りではない（それぞれの報奨金額からすでに交付した金額を差し引いた額を交付する）。

申請区分	報 奨 金 額			受給資格
	特例大会	国際大会	全国大会	
個人	50,000 円	20,000 円	6,000 円	・ 個人競技での出場 ・ <u>対象者が10名未満の 団体競技での出場</u>
団体	500,000 円	200,000 円	60,000 円	・ <u>対象者が10名以上の 団体競技での出場</u>

(適用除外)

第5条 次に該当する場合は交付しない。

(1) 原則として、営業や専業、企業による活動の場合

(2) 小中学校体育大会選手派遣事業費補助金又は小中学校文化的大会選手派遣事業費補助金に該当する場合

(支給申請)

第6条 申請者は、豊田市市民活動奨励報奨金交付申請書に次に掲げる書類を添付し、大会が行なわれた当該年度内に申請しなければならない。

(1) 出場大会開催要項

(2) 要請又は予選の結果に基づいて出場することがわかる資料

(3) 出場者名簿

(4) 委任状 (必要な場合)

(5) 在学・在勤証明書 (市外に住所を有し、市内に在勤・在学する者)

(交付)

第7条 申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(返還)

第9条 既に交付した報奨金であっても該当しないと判断した場合は、返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日より実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日より実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日より実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日より実施する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日より実施する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日より実施する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日より実施する。

附 則

この要綱は、令和３年１月１日より実施する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日より実施する。